

日時・場所	平成31年2月4日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、小山総務部長、田中市民部長、高橋健康福祉部長（代理：市木健康福祉部次長）、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、遠藤環境経済部長、吉川教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 新年度予算の最終内示を出した。編成作業にあたって、各部、財政課、企画調整課等ご苦労様でした。今後議会にかけ議決されてから動くこととなるが、編成段階から言っているように、これで終わりではない。執行にかけてもそうであるし、まだまだ予算編成までに準備ができておらず、予算時期にいろいろと考えないといけないところがあった。通年の課題設定と予算編成というサイクルに至っていないので、区切りなく予算編成と執行が動いているという認識を持って仕事をしてほしい。
- ・ 都市計画税の導入検討に係る市民懇談会を各小学校区で開催した。理解し賛成の方、議論して理解を深めて頂いた方、また、強固に反対の方もおられた。反対意見の中には、単純に税が上がることへの反対の他、市街化区域と調整区域は実際は土地利用において均一でないにも関わらず特に市街化区域居住者には同一に見えるようで、税は均一であるべきとの意見、また納得するための時間が欲しいという意見もあった。いずれにせよ、懇談会でも説明している通り、後は2月定例会での議会の熟議と採決に委ねたいと考えている。
- ・ 2月2日にピワマスフォーラムが開催され、立見が出るほど盛況であった。市民、専門家、市と県で取り組んだ理想的な形であり、他の活動も同じように展開するよう工夫してほしい。

2. 報告事項

① 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

[所管:総務部]

平成31年4月1日に地方独立行政法人公立甲賀病院が設立されることに伴い、平成31年3月31日をもって公立甲賀病院組合が滋賀県市町村職員退職手当組合から脱退されるため、同退職手当組合同規約を改正する必要があることから、関係地方公共団体が協議することについて、議会の議決を求める。

現在、6市、6町、12組合、1広域連合が同組合に加入しているが、6市、6町、11組合、1広域連合の加入となる。

→基金が約80億となっているが、掛金と給付金額の差額が精算されただけで、利息をどうするか等の課題整理はされていない。撤退におけるルールができていない状況である。野洲市民病院も一旦は組合に入ることとなるので、問題を共有しておくこと。

② 野洲市債権管理条例に基づき放棄した債権について

[所管:総務部]

平成31年1月17日開催の平成30年度第1回野洲市債権管理審査会の結果、生活保護返還金9件、水道料金69件を生活困窮のため、水道料金4件を時効消滅のため放棄すべきものと決したため、議会に報告を行う。

当該債権については、今後債権所管課で平成30年度中に不納欠損処理を行う予定である。
→本制度の運用により、債権の透明性を保ち、回収できない債権や回収することにより市民の生活を圧迫するような債権を整理し、無駄な作業を省くことができる。給食費や市営住宅使用料等予備群が存在するので、潜在的なものも積極的に制度を活用し、整理をしていくこと。

③ 平成31年第2回野洲市議会定例会提出議案（案）について

[所管:総務部]

新年度予算12件、補正予算7件、条例制定・改廃13件、その他5件、人事案件2件を平成31年第2回野洲市議会定例会に提出する。

④ 印鑑証明等における性別表記の削除等について

[所管:市民部]

平成28年12月、総務省が印鑑証明書や住民票記載事項証明書に性別表記がなくても「差し支えない」との通知を出しており、印鑑証明書における性別表記の削除と住民票記載事項証明書における性別表記の省略を可能とすることで性的少数者（LGBT）への配慮を図る。

⑤ 休日臨時窓口の開庁について

[所管:市民部]

年度末の住民異動が集中する時期の臨時窓口として、平成31年3月31日（日）に休日開庁する。4月7日（日）は選挙の投票所となるため、3月31日のみとする。

⑥ 第7期介護保険事業計画に基づく「小規模多機能型居宅介護」等施設整備事業者の決定について
[所管:健康福祉部]
第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）に基づく「小規模多機能型居宅介護」の整備事業を行うことが適当であると本市が認める事業者を決定したので、報告を行う。

⑦ 全員協議会への提出事項について
[所管:健康福祉部]
報告事項12件、会議結果報告事項3件、連絡事項2件を2月度全員協議会へ報告する。

3. 協議事項

① 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

[所管:政策調整部]

平成31年7月1日の市立病院の開院に向け、所要の改正を行うものである。主な内容は、先の市議会定例会において議決いただいた事業管理者を置かないこととする規定を、開院時に合わせて置く事とするもの、附帯事業を追加するもの、及び附帯事業を含む病院事業に係る使用料や手数料を定めるものである。

部長会議で指摘のあった使用料については、施設の設備や機能によって定めるものであり、基本的に民間野洲病院を引継ぎ、新病院開業時には見直すものとし、手数料については近隣病院の状況及び現野洲病院の単価設定を基に上限額を設定して事業管理者が設定することができるものとし、引き続き協議を続ける。消費税額については、消費税法の規定により、内税表示とする。

→資料中「不明」の表記は適切な表現に改めること。

4. その他伝達事項

- ・ 2月6日（水）22時25分から、NHKの歴史秘話ヒストリアに、歴史民俗博物館が全面協力した内容が放送される。（教育委員会）
- ・ 2月6日（水）午後に総合教育会議を開催する。永原御殿等野洲の歴史についてを議題とする。（教育委員会）

5. 次回部長会議の予定

2月12日（火） 8時45分～ 庁議室